

給食業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市民病院(以下「病院」という。)では、患者サービスの向上及び業務の効率化を図り、病院経営の健全化に資するため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、対象契約の内容に最も適した者(以下「契約候補者」という。)を選定するためのプロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)を実施するにあたり、必要な手続きを定めるものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

給食業務委託

(2) 業務内容

給食業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和12(2030)年3月31日まで

準備期間：契約日の翌日から令和9(2027)年3月31日

実施期間：令和9(2027)年4月1日から令和12(2030)年3月31日

(4) 契約上限金額

金169,884,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定については、給食業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者としてします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書の提出日に、令和8(2026)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に大分類「役務の提供等」中分類「給食」の業種において登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成25年2月21日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。(ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限ります。)
- (5) 令和6年度以降に引き渡しした、病床数100床以上の病院において、本業務と同種の又は類似する業務実績を1件以上有すること。
- (6) 本契約は、みよし市公契約条例(令和5年みよし市条例第38号)第2条第2項に規定する公契約の対象となるため、同条例に係る法令を遵守すること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第8号）に質問事項を記載の上、令和8（2026）年10月7日（水）午後5時までに、電子メール（みよし市民病院管理課メールアドレス hospital@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、みよし市民病院管理課に提出してください。

なお、電子メールの件名は「給食業務委託質疑提出（社名）」とし、電子メールの送信後は速やかに電子メール到着の有無を電話でみよし市民病院管理課（電話番号 0561-33-3300）に確認してください。

- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式9号）により、令和8（2026）年10月13日（火）までにホームページに掲載します。

6 参加の申込方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市民病院管理課に電子メールで提出

(4) 提出先

みよし市民病院管理課 メールアドレス hospital@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「給食業務委託参加申込：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話でみよし市民病院管理課（電話番号 0561-33-3300 担当：樋口）に確認してください。

(5) 提出期限

令和8（2026）年10月16日（金）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和8（2026）年10月19日（月）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届 （様式第10号）	正本1部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印してください。

イ	企画提案書 (任意様式)	正本 1 部 副本 1 部	企画提案の内容について記入してください。 1 運用の基本方針 2 同種・類似業務の実績 3 教育体制 4 品質管理 5 日常検査 6 社会的取組 7 人材 8 実施体制 9 管理体制 10 職員との連絡・協議 11 緊急時の対応 12 インシデントの対応 13 日常業務の点検・改善 14 食事の工夫 15 メニュー
ウ	工程計画書 (様式第 1 3 号)	正本 1 部	業務開始までの準備に関する計画とスケジュールを仕様書等を参考に作成してください。
エ	社会的価値の実現に資する取組に関する 申告書 (様式第 1 4 号)	正本 1 部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
オ	見積提示金額調書 (様式第 1 5 号)	正本 1 部	見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格による A 4 判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とします。
(ただし、図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・正本は、商号又は名称及び代表者名を記入し、アからエまでの順に並べてページ番号を付し、1 つの PDF ファイルとして提出してください。
- ・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別の PDF ファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる事業者選定にのみ使用しますが、みよし市情報公開条例（平成 13 年三好町条例第 2 号）第 5 条の規定に基づく行政文書の開示請求がされた場合は、同条例第 7 条各号に掲げる情報（個人に関する情報、公にすることで法人の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除き、原則としてこれを開示することとなるため、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由について書面で意見書を提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第 7 条各号に該当すると認め難い場合は、意見書の内容にかかわらず開示することがあります。

(2) 提出方法

みよし市民病院管理課へ電子メールで提出

(3) 提出先

みよし市民病院管理課 メールアドレス hospital@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「給食業務委託参加申込：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話でみよし市民病院管理課（電話番号 0561-33-3300 担当：樋口）に

確認してください。

(4) 提出期限

令和8(2026)年10月29日(木)午後5時まで ※期限厳守

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査(書面審査)

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

(企画提案書等の提出者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。)

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8(2026)年11月2日(月)までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

ア 開催日時

令和8(2026)年11月11日(水) 午後3時から

イ 開催場所

みよし市民病院1階会議室

ウ 審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき5名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとし、会場に入場できるのは5名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

別に定める評価基準に従い審査します。

9 契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定します。

(2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点(6割)以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	10 月 1 日 (木)
参加申込	10 月 1 日 (木) ～10 月 16 日 (金) 午後 5 時
質問の受付	10 月 1 日 (木) ～10 月 7 日 (水) 午後 5 時
質問の回答	10 月 13 日 (火)
参加資格審査結果の通知	10 月 19 日 (月)
企画提案書等の提出	10 月 19 日 (月) ～10 月 29 日 (木) 午後 5 時
プロポーザル事業者選定委員会 (第 1 次審査)	10 月 30 日 (金)
第 1 次審査結果通知	11 月 2 日 (月)
第 2 次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	11 月 11 日 (水) 午後 4 時から (予定)
プロポーザル事業者選定委員会	11 月 11 日 (水)
第 2 次審査結果通知	11 月 17 日 (火)
契約締結	12 月 10 日 (木)